中坊
中澤

二百十一冊ノ内

十ノ部 現共十一

内閣文庫
和書
三六〇八八 號
二一一 冊
一五六 函
一〇 架
四九才

393

内閣文庫
番號 和 36088
冊數 211 (93)
函號 156 17

共十二

国立公文書館
National Archives of Japan

除
373

御覽紀調所

為氏
支流

中略

今の宇佐は武智麻呂の男右京亮豊
成若草の孫うこの代治部大輔秀雄大和
豊成
国吉郡郡司兵部少輔秀雄大和
めて高弘と称し累代
代十四村と称し秀雄二年三代の孫

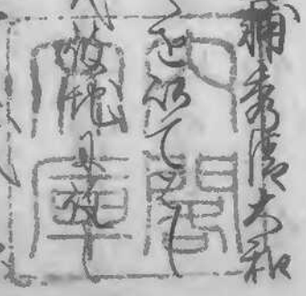

孫伯耆なる秀定常徳院義尚のつぎ
千寿丸を養子に秀定の秀政の秀政
時分つゝ大永七年春日遊宴の事
所を勧光院殿白信下野守義稙
すを曾後なる通夜光祐法眼なる
しに対天文十六年南永の事なり
院白信下後なる叙相すを曾大
通秀忠永禄三年正月五日京都
ちみをいて会義のゝ死ろうゝ故三

人を対ろうゝと稲仔なる惟忠と
組仔せを育をろうんとせゝ母惟忠
り永長為沈出家の事のなり仔
る年十九千寿丸を光祐とすゝの対
いゝ四年あゝて母を中仔を改む
ゝ参考ろるゝ永系秀政秀定
父子の名を白望人昌盛祐と光祐ゝ
後なるの名会する対同人なるゝ
ゝし又光祐ゝ子秀忠永禄三年

十九歳にして付記せる子秀祐の年齢
等長十四年記年表中九より推定せ
天文二年の生れにして秀国十
二歳の時のなり元録ふて定永
系図すべて秀忠といへるも
秀祐をもつて盛祐なりとする説は
忠〻〻ふ忠系の秀忠を見る
べし然るに他の系図のなく且系
図多きをもつて但き説補ひうべし

かくて定永系図は秀忠系と
類似するをもつてそれと表示

- 秀友 ― 兵部少輔
- 秀定 ― 伯耆守

盛祐

秀祐

秀行　童名　後称　長崎

左近　　従五位下

従五位下

無海　室名　斉藤友清の女

[illegible]年以来[illegible]の事[illegible]し[illegible]孫[illegible]年従
五位下[illegible]任し[illegible]元亀八年
[illegible]宣のとき[illegible]と動む者
長七年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
後大和通仁親王の四科と支配
十四年三月朔日[illegible]

元年九月九法名道元と号し
出家し寿永元年

秀政　　長道　　長道之父
無人事氏　　能弱る　　長治信下
寿永十四年遺跡を継父代理て

高氏の家を勤め大和道行出家
志賀野と称し十七年寿日造営の
さいそくとなるも十九年十月八日信濃
代板倉伊賀守より書翰を
をくり
東照宮大阪より出るとあるその月
京あり大阪城中ようもうり
外様臣玉茶屋と豊形るのさえあ
里秀政迫長と代官と相渡里て

制止をくはしたるの事 十月治ゝう大坂
より進発あるべしと兵津より若御の所
秀政をあてられ南部より浪御ある一さ
き信をかゝりゆゑて秀政ゆるすべきむね
なる御ゝ夜小御止宿あり秀政あ
りもたゝめを賞し兵部親常
の忠紙を物ひ望日四日あり古
御ゝ[illegible]ゝ関屋敷を通御の所
御ゝらゝて秀政信長より列もえ和

元年 義孔の所大坂の城を号大和
忠孝山を敬大しこれ[illegible]て高ゝを
し焼拂ゝんとするの既少あるも
ゝうゝゝ方道孝忠房を張左作る
成次出をしてゝゝ[illegible]を猶めゝ先なる
秀政父子乃ひ柳生又右衛門家能を
手紀伊をしゝもるゝゝう信を寄ゝ
て案内者となる三年九月十日
台徳院殿ゝう義孔の四条下を作

なる寛永八年書日遣官の年号を
勤め十年十月十日侍従従四位下能
登守に叙任され十六年八月十日病
状により死去年六十四法名高安
英地秀祐と称する

妻八条殿尾張系進光寺の女

男子

頼房卿と云て
東照宮より仕へ給ふ

男子

豊長寺の長祐昇寺孫七郎法蓮の妻

時祐

長子清 更能 従四位下

政仕号宗定
実ハ新昇寺孫七郎江盛ノ男
母ハ秀祐ノ女
天正十八年江盛死セシトキ時祐
別ケテ一歳ナリシカハ外祖父秀祐
ノ許ニ養育セラレ後秀政ノ嗣と
なり慶長十七年後家ヲ去テ
東照宮ノ右筆ヲ勤メ江戸ニ来
リテ

右徳院殿ニ仕ヘ(カリ)四書院ニ列シ二度ノ
ろうゝ書セリ
元和元年夏陣ニ
城ヲ示ス大和ノ地図ヲ張シ郡山ノ辺
ヲ敵大ノ人ろうゝ忠房ノ
居成次ヲシテ強シメ給フ
父ニ
ナリ寛永十四年十二月二百石賜ル

海東にをいて耶蘇の徒蜂起せるよ
りこれを誅戮せらるゝ元祥
伊達弓信綱をして彼地に赴し
めらるゝ時祐信綱に四つの屯
あつまりて信綱より副ひ為
来る慶長十四年九月二十日よ
り片桐石見守貞昌播磨守頼隆通
とおなじく京師警衛院若信の
事務をつとめ元和元年九月九日遺跡を継

父母代々にて高氏のもとより大和
通路の代官となり始め元保元年まで
大和国長谷寺再建の事をうけたま
はりて三度禁裏遠島のるを蒙りも
顧みの四方を勅物せらるゝ年九
月嘱三年三月修理のことを
はりて京師に新に蒙安三年十
二月留信を召るゝ所なり今日に務内
心二年人を以けらる慶長元年春

日遠信濃守を勤しみ寄り
月廿七日法名信不共能登守叙任し
寛文三年十月二百石を賜ひ八年
十月二日病仕し延宝三年六月十
二日死去年八十八法名宗覚添川の
雲光院に葬る後代に墓地とす

妻は松平右衛門大夫定直の娘

女子

為雲大学頭忠長湯浅右近忠治
の妻

長之丞

秀時

実は湯浅右近忠治の男母は秀政の女
時治の養子となり母を妻とす
寛永元年六月二十八日死す

歳有院殿より元亨元年より治二年
七月十日以小弐俊の南方を列し完文
八年十月二日より建九年閏十月十
八日年こゝろ忠孝〳〵勤しを者也
さて黄金三枚を物ふ延元元年
九月十九日より東方の事を勤む
天和元年二月十九日厳島こゝを
この年小弐国方の城を攻国衆
攻物物ふよりも三月二年七百波

地を新て城引渡のなをつゝ元七
月十二日より物をとゝまりも戦後也る
四月新宮三月分代をつゝむ二年四月
二年百ゝ社忠長少社忠安藤二郎
のこゝろを以て新恩を百石を物
ひさして四石を知り十二月
二十七日布衣を為る事をゆゝ
為貞二年二年四月十六日元亨原
ゆゝ也東宮四月意信の為

と勧めしかども毛頭其念二有
之間敷八月十八日四書後家督ヲ
ゆづり元禄十一年八月十四日職を辞し
剃髪し享保十二年八月十五日死
年七十二法名宗寿

妻八時孫女

女子

秀時の妻

女子

竹城大炊之助廣之室

秀久

内記

天和元年八月九日生

常憲院殿御代御免し元禄九年三月
十日父母共ニ先立ちて死亡年二十四
妻八一郎右衛門赤穂浪人
母子
田嶋兵庫長盛の妻
母子

秀廣
嶽十郎兵衛重時の妻
久三郎　長盛
英俊　後出家
実八義雲大学政長丹之亮長盛
男の男母八田兵庫長湯浅右近
治の女

当時の書子となる
元禄九年八月十三日をしめて
常意院殿の御をきをもう土一年
十二月九日遠藤を発十四年九月十
四日に使番みなし十二月十八日布衣
を賜る事を四年宝永元年
拾遠国奉行を拝命政邦
物ふしよりの命二月二十日
二年三月二十八日まで遠江国掛川城
郡を城引渡の役をつとむ四年
四月十日に元禄の例をもて
年四月朝日に接待の例を以て
六年三月二百俵遠藤の役
をつとめ宝徳元年に月二十四日
こわをかるるを以て土月二十二百俵
のをきりとなる二年三月十五日
後に信下総守敬任を享保
十年病あつてめしを職辞せん

事さとりいまつ長行なきまま八月
二十日寿永元年をもって死し年六十八
法名観蓮俗地の妙阿陀寺に葬る
妻は大久保左衛門尉忠茂の女

秀孝
初秀家 左近衛尉 左兵衛

実は内藤豊後守信の三男
秀房の養子となり母を妻とし
寛永元年二月朔日をもって
常急院殿に対面す 時に十五歳 高保
八年八月二百文をもって死
年三十

妻は秀房の女

母子

秀寿の妻

秀豊

百姫

母は忠義の女

寛保十年十二月二百遠忌を施す

七日初七

有徳院殿より御香奠十四年

九月八日死去年二十五法名秀山

秀成

四郎

左京

実は相模国の人英成の四男

母は毛氏秀豊の養母

となる寛保十四年十二月十日遠

忌を施す十五年四月朔日死

めて
有德院殿御法名し十八年二月二
十日卒去年二十六法名宗山

秀高

初秀実　獨逸卿　北条
北条氏　後藤信濃　後藤信下
実八安義義拔ける足尾う宮毋大條

宗義成の女秀成う兩号り
のちそして表るとなる歌
享保十八年六月四日遠流を蒙さ
元文四年十二月十日卒して
有德院殿御法名宗山九年
九月二日ようやく病気をうとむ
明和二年正月十日四位侍従となる十
月十又日位をうけて侍従を号山
りの新をまり月をうとむ二年十二月

十九日布令となる事と雖とも
年八月十五日敵府町奉行に被
八年十月二十日藤間の法と為る安
永元年十二月二十日勘定吟味役
の面談みとなる二十八日法令の
後任を叙任し六年六月二十日
死亡年二十法名卓立
妻八獨居円通寺に

[illegible]を射て母後を痛ふ安れども年
四月
後堀院家日光山に詣てたまふのと
きこゝろひとしき事八月二百遠流を
[illegible]九年十月二年四月延長
消とあり天明三年三月二年八月
小笠原祖父[illegible]死し七年八月
二年八百忌小将祖の母[illegible]出[illegible]十月
十八日後[illegible]信下道行[illegible]叙位[illegible]八

年八月二年二百四書院の母[illegible]過
日寛政三年九月十九日有司の案の
[illegible]射を[illegible]見の母房看[illegible]
日七年三月十三百先[illegible]
将軍[illegible]少[illegible]
[illegible]
十二月十二百[illegible]
[illegible]

女子

東

女子

頼恒

後次郎　喜左衛門

森権八郎頼虎ノ長子

女子

安藤次右衛門西尾ノ妻となり離縁ス

後忠長氏ノ妻となる

度彰

初秀台　兄弟　福田郎

[illegible]

母ハ信義の女

寛政八年三月十五日ニ病死

将軍家ニ初御目見ス 時ニ十五歳

妻ハ津田日向守信之女

行篤

長次郎

少老ニ系ス 後ニ格ス

母子

母子

母ハ義次信濃守忠甫ノ妻

母子

弱年ニ相続ス 寛政八年ニ病死

いまだ妻ヲ娶ラズ 故ニ知ル

中深

今の[illegible]諸社は建四名力神の前
高み[illegible]て代々信濃国諸社
社[illegible]方[illegible]
[illegible]杵[illegible]と称[illegible]頼方[illegible]
[illegible]建元[illegible]天徳年

中村上天皇の皇子兵部卿
親王信濃国更科郡に下向ある
里建元帝に仕して命を
寵ふによりより鈴に眠近の臣
となる後親王出家ありての神孫
らうとまつて長者家業を四覧
ありし御の祖継に家をなしてもとも信
濃国中澤福沢の源氏たるゆゑ
名跡をも号せしも信濃国中澤の人

其地に職に補せられ後其任
下り其子孫にて叙任し子孫将
潤の職にあらずして代々村長
に仕ふ建元より十八代長次郎
清季の時故ありて武田家
に属し二男を前右衛門
御小姓衆
後田原喜八清近なりしより梅世る
に寛永年中家業京支流に改め
今其子孫にて建元よりしるさ家記

親王より中院源氏の源氏
多くの命令あるといふ
つくもの事解しがたく
たゞ考ふるに平元茂
多くあるもの源氏をそなひ具今の
源氏なる為きを
後法祝源氏は改めしものか
らん皆もまこうくのとく
傳命せるものゝ神孫あて

源氏といふもとゝなるみなら
ひとしくもてらくあるを
ちつみ祝

久右衛門

今の是稽古小右衛門後田氏
傳つまこあ所藏つ清忠り

仰る

岩村田大膳亮義綱と武田信玄搭載の信濃天文年搭載没後の後小藤氏也

岩村田の城主となる新兵衛尉

東照宮甲斐国新府に進発

ありうて芦田右兵衛信蕃

信濃小諸城久能三郎の山を

横領るの命を受けて

合戦を物ふるうて信蕃の体

方となるう潜み岩村田に後信濃

信濃をとりて四郎を信せ

しむるの命久能信濃をとり

みらわる意にくれるうさき岩

村田城ある事氏也うるあり

毎を人質とするとこれ

いまを毎を捨て命を信濃へ

しとおくるみをいて会稽をもて芋
田舎に遁る後和泉の守目を定先
岩城田城に火をかけて信濃に
帰氏重大なる怨恨を田口に
帰氏そこに人質の後母を殺害しくるる
みをうてたまへる氏重くみたる
ものあるをいくもこころる信濃に
帰氏元和二年四月今の道信元和七年胃
六十四歳にて死名道栄

今の道信

久次

今は道信氏次郎のち初蔵
遠江に住る
母は某氏
父は能て松平信吉の家臣

参議従二位藤原朝臣の後
めをわかれて
東照宮に奉仕し参議に進
任法皇に南陣の母八
右徳院殿に嫁ひ給る 寛永五年従系図
東照宮に奉仕し元和の年こゝに
長崎奉行となり今朝倒れ
長崎に赴き
元和に
大坂夏の陣に
あもとの後妻
四月十八日死 年九法名宗
安騒河守忠鎮の徳賜ふ母
妻八木新左衛門尉集の女

春姫

七歳

親光　十五歳

如子　宮内庶務の妻

如子　綾川八郎の妻

如子

四郎　左衛門

今の早稲田大学の前身

東京

毎々古稀庵の妻子

古稀院殿よりの仕しのち大

世古殿の四陣に捕ひ寄りて
後醍醐の御宮に奉し元和九年
駿河大納言忠長卿に附属せられ
大寺をつくり仏事あるの
後ゆゑ寺に住せられ寛永十八年
閏十月七日のことなれて
大獄院殿に仕へ四方を
を勤め武義を摩訶八幡宮
住人十二月二年六百小袖を匝瑳郡

の内まをいて寄化百二十石を
物ひ十七年九月朔日の辛酉卯刻
年四十五歳の時に法名久元八王
子の松門寺に葬る
妻八板郡八幡宮の女

右実

中沢越後忠義の孫忠祖
淑元清

久英　大久助　後左衛門

兄吉実の遺跡を相続し

子　毛利源四郎事の妻

子　三月志乃志乃の妻

子　岩下甚右衛門久の妻

子　板倉内蔵丞武田八郎の妻

女子
宗作南北の妻となる雖
婚の後極昌院殿方へ帰ぶ

女子
浅井三郎元政の妻

吉丘 源助 伝八郎
検之郎

今の呈蔵杵長ゆ作る
母ハ八幡の事の女
寛永十七年十二月遠江を発く
ゆり七郎後宗地を三蔵屋敷に
隅母彩の内ゆうてれ咲る
母ハ[illegible]の孫女後

極昌院四百廣敬法尼一迁
里元禄六年十月九日羽之
寸先ら立て彼四百の廣敬
法名次郎兵衛廣秀七拾信と
如ら立て八年十月二十日百姓
信の加意あり十四年十月七日
まゝ年信と加場せら立て宮永
元年正月二年百二百石を知ら
迁さ元の廣秀及び塩生孫兵

衛元ゝあゝ母ゝ上総国夫隔長
柄毎孫の用みをいてらゝ
百石の元を給ふ二年迁去の後
替地の内ゝ少者信ゝ立て童保
四年正月二十二百死人年八十六
法名徹洞谷中の墓林る小墓
る信代ゝ墓地ゝ

妻八淺井氏の女

杵隆　長次郎　母ハ浅丹氏の女

元孫八年七月二日百官ニ列シテ

常急院殿ハ海ニ元服シ十二

年六月二日七百大蔵ハ列シ十

三年十月十二日父ハ先ニ死シテ

弘長元年二月八日死去畢

建尋　後ハ帥　源三郎

剃髪ス　母ハ浅丹氏の女

元孫十四年三月四日ニ死シ

常急院殿ハ海ニ元服シ十八年

八月八日大蔵ハ列シ後鳥羽ニ殉シ

芸令二校ニ移ス　嘉保三年十二

月二十二日出家し四年七月
二十七日遠流に流宥保三年十
月十三日赦免し寛元二年閏
三月死去年七十七法名[illegible]

妻八条院惠子命志摩女

[illegible]長　源[illegible]命

[illegible]貞　源[illegible]

[illegible]め[illegible]如[illegible]

如子

杵長　源助

兄達等の書子

拵長

庄義　庄系

源助

実ハ石丸ノ弟ニ而浅井氏ヘ
養子ノ願ヒ之ニ
寛保三年十月十三日ヨリ浅
廻享元年三月二十二日ヲ以て

有徳院殿ヘ御目見ヲ仕ル
六月二十三日大番ヲ列シ
七年十二月二十日番ヲ辞す
明和六年十月九日西丸ノ御
持方ヲ命ス安永六年閏二月
新番ヲ勤ル天明元年九月
二十四日死ス年六十三法名ハ
壽八淀英信様ヲ友常ニ長安

女子
大久保治之丞忠房の妻となる
離婚の後西城の大夫に仕ふ

某

某

建次郎

女子
利根姫君に仕ふ

女子
村上平右衛門清能の妻

表三郎

杵心

庶義　長次郎

母友常の妻

寛永四年二月十五日死去

惟信院殿月西宗義　俗名十三郎

天明元年十二月四日遺跡を継ぐ

寛政四年四月七日隠居

妻八中川市右衛門忠平の女

重恒　左衛

弓力大学重賢の妻子

清方　右助

村上弥市清儀の妻子

建敬

源右　尺系

母ハ忠平ノ女

寛政四年四月七日死セリ法名[illegible]

享年[illegible]

九月二十四日ニ[illegible]

将軍ニ謁シ十二月二十二日

大蔵ヒトシノ後藤射ヒロシニ死シ

其子ハ[illegible]

妻ハ御子洗孫三郎隈通ノ女

其

次郎右

将範

小七郎

母ハ隈通ノ女

建定

田こ[illegible]

[illegible]紋丸[illegible]楮葉三枚

十八葉裏菊

中澤

●右實ハ

駿河

中澤先祖ハ久次の二男[illegible]氏

駿河大納言忠長卿ニ仕ふ

●久英

大久助　源之清

長石寺

実は久保の三男右実の遺跡と

相續し忠長に仕官の事

あり終の後家を立る

●景貞

牧之助　源二郎

妙石寺

母を大久保石見守の娘小細川

慶の事の女

神田の館にまねかれて

常憲院殿に仕へ宝永年中公

つとめ延享八年

徳私殿に職あり世を辞ふ

きこえひきまて器物人々列し過
去の後毒を四ツ[illegible]れ後桂昌院
号[illegible]の法華となり元禄九
年八月二十二日現世をさられ
て二九歳毒の法華[illegible]
米百俵を加恩あり十四年十月
十日まて[illegible]俵を加へられ永
元年四月二十一日新恩二百石
を給ひ[illegible]家を[illegible]

められ常陸[illegible]の内
を[illegible]て[illegible]石を[illegible]
二年桂昌院[illegible]の後[illegible]を
[illegible]れ小[illegible]となり十二月二十
六日[illegible]門[illegible]
宝徳元年[illegible]月二十九日[illegible]
[illegible]家[illegible]十一月十七日死
年[illegible]八歳石清水谷中[illegible]林
寺[illegible]

妻八所殿新助四郎之女

●

景林

長次郎

母ハ四郎之女

元禄十八年三月二十八日ニ

死ス

常憲院殿御代元禄十四年

宝永六年四月二日大番ニ列シ

享保八年三月十二日年寄衆

くつとめしまつり其後ハ

御小姓十二年ニ月四日遠藤ヲ給キ

宝保三年七月二十四日死ス年

五十五法名全徳

妻八倉ヲ之信政院之女

後妻ハ修理大夫政信ノ女

如子

実ハ本多若狭守忠政ノ女

本多嵐柄某ノ女景貞ノ妻トナリテ

水戸若之御伝賢ノ妻トナル所

景隆

桂之助　為右衛

如子ノ次男ニシテ

享保六年七月朔日ヲ以テ

有徳院殿ノ御遺命ニ依リ寛保二年

十二月三日大番ヲ辞シ三年十月二日遠

藤ニ隠居延元年十月二十七日

惇信院殿御成ニ際シ景隆ノ長男あや

まちて手傷ヲ負ヒ切腹ス

遠流ニ処セラレ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]仕ヘ[illegible]ヲ侍ラレ十月十三日[illegible]ニ
[illegible]八年七月十九日[illegible]ヲ[illegible]シ
永元年[illegible]月十七日死[illegible]年二十[illegible]
法名[illegible]
妻ハ井上[illegible]ニ[illegible]ル[illegible]の女

茂樹　八十次郎
[illegible]の[illegible]茂[illegible]の[illegible]子

宗豊　孝次郎
[illegible]中[illegible]の[illegible]子[illegible]
[illegible]ヲ号ス

男子

三面新田命 政長ノ妻

男子

松平改義次秘ノ妻

元氏

元厚

男子

拾弟長十郎命 三政ノ妻

景宗

父母ニ先ヒテ死ス

故左命

景忠　多宮　[illegible]

母ハ[illegible]の女

寿永元年八月二百遠流ヲ免ス二年[illegible]

[illegible]　十二月二十二日[illegible]

後鳥羽院[illegible]ヨリ[illegible]年四月

十日大[illegible]ヲ[illegible]後鳥羽ヲ射ル[illegible]

[illegible]寛政四年十月十二日[illegible]

妻ハ[illegible]ノ[illegible]ノ女

後妻ハ[illegible]頼[illegible]晴元ノ女

[illegible]

井伏[illegible]ノ妻

某　早世

弁次郎

女子

加賀元三郎光雪の妻

景周

源 吉 惠五郎

母々某氏

寛政元年九月朔日たてめて

將軍家ゆきとゝ元年新年御年十八歳

書八石京新十郎巡利の女

三弓豊

丹比篤之助成の妻

多宮

女子

内閣文庫

集

令三部

無窓利ゝ女

家政九り一ヶ條

十八葉菓

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan